

令和元年 5 月 24 日

福島市議会議長 半沢 正典 様

議会改革検討会 座長 栗野 啓二

議会基本条例施行状況について（答申）

当検討会では、平成31年4月1日付けで議長より諮問された議会基本条例の施行状況について、議会基本条例の三本柱である基本方針及び確認が必要と思われる各項目の検証を行い、結果を取りまとめましたので、下記のとおり答申いたします。

記

1 議会基本条例施行状況の確認結果（総評）

（1）市民に開かれた議会

市民にわかりやすい言葉及び表現の方法を用いた議会運営については、平成30年3月定例会議から議長が議員を指名する際の呼称や発言方法を改善し、平成30年度は通年で実施している。当該年度においては、改善が必要となる事態は生じなかったことから、概ね達成できたものと評価した。

市民にわかりやすい委員会での議論については、委員会記録の公開に伴い、委員会ごとにわかりやすい表現に努めた運営を継続し、改善が必要となる事態は生じなかったことから、概ね達成できたものと評価した。

なお、本会議及び委員会の運営については、議会基本条例の趣旨を十分に具現化するために、引き続き改善に努めるべきである。

政務活動費に係る収支報告書等の公開については、十分に達成できたものと評価した。

本会議、委員会及び協議の場の公開については、平成30年4月以降の委員会記録を市議会ホームページで公開する取り組みを行ったことから、十分に達成できたものと評価した。

なお、本会議及び委員会の公開に関しては、音声同時反訳や市議会広報での活用方法等について、引き続き調査、研究すべきである。

議会報告会の開催については、議会報告会と併せた意見交換会、アンケートの実施を継続しており十分に達成できたものと評価した。

市議会だより及び市議会ホームページによる議会活動の分かりやすく、積極的な周知については、令和元年5月1日発行の市議会だよりのリニューアルに向けた広報委員会による検

討、市民アンケートの実施に取り組んだほか、市議会ホームページのコンテンツの充実に取り組んだことから十分に達成できたものと評価した。

情報公開条例に基づく議会情報の公開については、請求があれば、原則として公開しなければならない制度に基づいて開示されているが、請求の実施主体が議会以外であることから評価外とした。

議案、委員会資料の公開については、市議会ホームページ等への掲載を継続しており十分に達成できたものと評価した。今後、議会のICT化に伴う資料の有効活用が考えられる。

議案、請願及び陳情に対する議員個人の賛否の公表については、仮議場で議会運営を行っている状況にあり、平成30年度は、議員個人の賛否の公表に向けた進展がなかったことから、積極的な実施への取り組みが必要と評価した。

市民との意見交換及び意見聴取の場の実施については、特別委員会による高校生との意見交換会を実施したことから概ね達成できたものと評価した。

公聴会制度、参考人制度の積極的活用については、参考人制度を、委員会の調査において積極的に活用されたことから概ね達成できたものと評価した。なお、公聴会については、利用の検討を含めて未実施であった。

請願及び陳情の提出者からの意見の聴取については、未実施であるが、制度として設けられているものの必要に応じて実施するものであり、達成の検証に適さないことから評価外とした。

パブリック・コメントの実施については、未実施であるが、対象となる案件が生じた場合に実施するものであり達成の検証に適さないことから評価外とした。

(2) 議員間の自由闊達な議論、討議を行う議会

本会議、委員会での反問、反論について、その行使は実施主体が市当局であることから評価外とした。自由討議については、委員会で行われているものの本会議については実施されていないことから、さらに拡充すべきとの評価とした。政策討論会の開催については、未実施であることから、取り組みとして不十分と評価した。

(3) 政策立案や政策提言を積極的に行う議会

議員、委員会の積極的な政策立案については、未実施であることから取り組みとして不十分と評価した。市長等に対する政策提言については、常任委員会における所管事務調査を積極的に実施し、市長等へ政策提言を行ったことから、概ね達成できたと評価した。

(4) 基本方針以外の基本条例の達成状況

基本方針以外の基本条例の達成状況を評価する事項はなかった。

2 その他議会基本条例の改正や関連規則要綱等の見直しが必要と認められるもの
議会基本条例の改正や関連規則要綱等の見直しが必要と認められるものはなかった。

3 議会基本条例施行状況の確認結果

別紙「平成 30 年度 議会基本条例の項目ごとの施行状況評価及び確認結果」のとおり

4 結びに

今回の議会基本条例施行状況の検証にあたっては、前回の答申を踏まえて、「未実施」項目の整理をしたうえで検証し、実施主体が議会ではない項目や達成の検証に適さない項目について評価外としたが、平成 27 年度から検証を行っており 5 か年が経過していることから、次の検証にあたっては、評価項目としてさらに適切な設定や評価方法について、見直しを検討すべきである。

今後も、議会基本条例の理念のもと、議会のあり方及び諸課題について検討し、市民にわかりやすく開かれた議会運営を目指し、努力を続けていくよう申し添えて、以上のとおり答申する。